

<能登半島関連情報>

【情報共有】 厚労省難病対策課から

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく受給者証有効期限の延長について及び特定非常災害指定に伴う公費負担医療の取扱いについて（情報が集約された web ページは、現在作成中）

今般、令和六年能登半島地震による災害が、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により、令和6年1月11日付けで特定非常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が令和6年6月30日とされたことを受け、令和6年1月16日付けで特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件が告示されました。

つきまして、別添のとおり通知を发出しておりますので、情報共有いたします。

○施行通知

○別添1及び2

また、上記の通知及び令和6年1月1日付で发出されました「令和6年度能登半島地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（令和6年1月1日付厚生労働省健康・生活衛生局総務課等事務連絡）」の取扱いに加えて、公費負担医療に関して、当省から本日付けで各都道府県民生・衛生主管部局宛て事務連絡が发出されていますので、情報共有いたします。

\* 難病・小慢関係では、\_特定疾患治療研究事業・在宅人工呼吸器使用患者支援事業・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業\_について記載がございます。

（参考：令和6年1月1日付事務連絡）